

令和2年2月28日

各県立高等学校長殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る県立高校等の一斉臨時休業並びに
卒業式及び入学者選抜学力検査について（通知）

本日付けで文部科学事務次官から、別添写しのとおり「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」の通知がありました。

これを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、県立中学校及び県立高校については、当面、令和2年3月2日（月）から3月15日（日）までの間、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき、一斉臨時休業を行うこととしましたのでお知らせします。

については、臨時休業を行うに当たり、生徒の臨時休業中の過ごし方、卒業式、公立高等学校入学者選抜学力検査について、下記により適切に対応してください。

なお、教育課程等について追加の連絡を行うことがありますので、御承知おきください。

記

1 生徒の臨時休業中の過ごし方

(1) 家庭との連絡体制の整備について

休業中の連絡や生徒の状況確認等のため、保護者と迅速かつ確実に連絡がとれる体制を整えておくこと。

(2) 保健管理について

新型コロナウイルスの感染を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

また、自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(3) 休業中の学習課題について

休業中に、生徒が家庭において自主的かつ計画的に学習に取り組むことができるよう、本日、可能な範囲で学習用具や教材を生徒に持ち帰らせ、それらを活用した課題を提示すること。また、本日指示ができなかった課題については、連絡網を使うなど実情に応じて方法を工夫し、追加の指示を行うこと。

(4) 生徒指導上の対応について

現時点で生徒指導上の課題がある生徒については、家庭及び地域並びに関係機関との緊密な連携を図り、当該生徒の状況確認に努めるとともに、令和2年2月20日付け鹿教義第763号、鹿教高第335号「学年末及び学年始めにおける生徒指導の充実などについて（通知）」を参照しながら、適切な指導を行うこと。

2 卒業式

卒業式については、これまでの学校生活を振り返りながら新しい生活の展開への動機付けとするための、かけがえのない節目の行事であることから実施することとするが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、次の点に留意して行うこと。

(1) 参加人数の抑制

- ・参加者は卒業生及び教職員のみとすること。（来賓を招いている場合は、事情を伝え理解を求めること。）
- ・卒業生及び教職員であっても、風邪のような症状がある者は参加させないこと。（参加者は当日の朝、自宅等で体温を測り、発熱していないことを確認すること。また、教職員は式の前に生徒の健康観察を行い、参加の可否を判断すること。）

(2) 式典の時間短縮

- ・儀式としての入退場は行わないこと。
- ・卒業証書は代表生徒にのみ授与すること。
- ・式辞や生徒代表挨拶は簡潔にすること。

(3) 感染防止の措置

- ・こまめに換気を行うこと。
- ・参加者は手洗いや咳エチケットを徹底すること。
- ・可能な範囲でアルコール消毒薬を設置すること。
- ・校歌斉唱等は控えること。（放送等は可）
- ・可能な限り、会場の椅子の間隔を空けるなど、参加者間のスペースを確保すること。